

○大東文化大学履修証明プログラム遠距離通学費支援制度規程

令和4年6月29日

制定

改正 令和5年4月26日

(趣旨)

第1条 大東文化大学(以下「本学」という。)は、リカレント教育の充実に対する社会的要請に応え、社会人の受け入れを推進するため、遠距離通学が必要な履修証明プログラムの受講生に対し、通学費の支援を通じて学び直しを奨励することにより、社会人に実践的な能力・スキルを習得させ、輩出するとともに、社会の発展に寄与することを目的として、遠距離通学費支援制度を設ける。

(支援の対象者)

第2条 支援の対象者は、本学が開講する履修証明プログラムの受講生とする。

(支援の制限)

第3条 この規程は、本学が定める他の奨学金を給付された者には、適用しない。

(支援の内容)

第4条 支援の対象者が、自宅最寄り駅から通学地最寄り駅まで鉄道距離で片道100kmを超えて授業のために通学する場合、本条第2項及び第3項の規定に基づき支援金を給付する。

2 支援金は通学が発生した授業ごとに申請できる。

3 1回の通学につき、実際に対象者が支払った往復運賃の半額、もしくは2,000円のいずれか低い額を授業ごとの支援金の額とする。

(給付の条件)

第5条 支援金は第6条に定める方法で給付の申請を受け付ける。ただし、受講生一人につき、各年度20,000円を申請の上限とする。

2 申請に対する交付は、受講年度の申請額を合計した上で、年度につき1回実施する。

(給付の申請)

第6条 支援金の給付を希望する者は、別に定める支援金給付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、学長宛に提出する。

2 申請期限は受講生が履修証明プログラムを受講した年度内で、事務局が通知する日程とする。

(給付の審査)

第7条 学長は、前条の規定により、支援金給付申請書が提出された場合は、大東文化大学リカレント教育運営委員会委員長（以下、「委員長」という。）に対して、給付の審査を付託する。

2 支援金の給付に関する審査等については、大東文化大学履修証明プログラムに関する規程に基づき、これを行う。

3 委員長は、前項の規定により審査を行った結果、当該申請の内容が適正であり、給付することが適当であると認めた場合は、学長に対して、速やかにその旨を通知する。

（給付の決定）

第8条 学長は、委員長から当該申請の内容が適正であり、給付することが適当である旨の通知を受け取った場合は、遅滞なく給付を決定する。

（支援金の交付）

第9条 支援金の交付は、本人が指定する金融機関の口座への振込みにより行う。

（給付の辞退）

第10条 第8条の規定により給付が決定した者であっても、本人の申出により、給付を辞退することができる。

2 前項に定める給付辞退の申出は、文書により行うものとする。

3 支援金が交付された後に給付を辞退する場合は、所定の届出書により、申し出るものとする。

4 前項の規定により、給付を辞退した者は、交付された支援金を直ちに返還しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 学長は、次の各号に定めるいずれかに該当するときには、大東文化大学リカレント教育運営委員会の議を経て、給付の決定を取消し、当該年度に交付された支援金を返還させることができる。

(1) 法令に違反し、処罰されたとき。

(2) 本学の名誉を傷つけ、または本学に多大な損害を与えたとき。

（事務）

第12条 この規程に定める支援金の取扱いに関する事務は、学務部学務課が所管する。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年4月26日）

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

大東文化大学 学長 殿

履修証明プログラム遠距離通学費支援金給付申請書

大東文化大学履修証明プログラム遠距離通学費支援制度規程の趣旨を理解の上、下記の通り申請します。

【申請者】

| | | | |
|-----------|--------|--------|--|
| 受講生氏名 | (フリガナ) | プログラム名 | |
| | 印 | 受講生番号 | |
| 自宅住所 | 〒 | | |
| 生年月日 | | 電話番号 | |
| 自宅最寄り駅(a) | | | |

【通学費内訳】 自宅最寄り駅から通学地最寄り駅まで鉄道距離で片道 100km を超えて授業のために通学する場合が対象になります。

| 番号 | 日付 | 授業科目 | 通学地最寄り駅 (b) | a-b間の 距離 (km) | a-b間の往復 運賃額 (c) | 各回の支援 金額※1 |
|------------|----|------|----------------|---------------------|-----------------------|---------------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| (合計) | | | | | | |
| (申請金額合計※2) | | | | | | |

※1 往復運賃額 (c) の半額と 2,000 円のいずれか低い額が各回の支援金額となります。

※2 支援金の申請は受講生一人につき各年度 20,000 円を上限とします。交付は年度ごとに一回です。

様式第1号

【支援金振込先】

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------------------------|------|--|----|---|-------|------|--|------|--|--|--|
| フリガナ | | | | | | | | | | | | | |
| 名義人名 | | | | | | | | | | | | | |
| 支払指定口座 | 金融機関 | 銀行 農協 信用金庫 信用組合 | | | | | | | | 支店 | | | |
| | | 銀行コード | | | 店番 | | 預金種目 | | | 口座番号 | | | |
| | | | | | | | 1. 普通 | | | | | | |
| | | | | | | | 2. 当座 | | | | | | |
| | ゆうちょ銀行 | | 通帳記号 | | | | | 通帳番号 | | | | | |
| | | 1 | | | | 0 | の | | | | | | |

※振込先は本人名義の口座に限ります。